

1. 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに地域の景観に対して大きな影響を与えます。これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設については、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設に指定します。

2. 景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下のとおりです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ⑨その他政令で定める公共施設

これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設の質を向上、改善を行うことで、壹岐らしい良好な景観形成を目指します。

また、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

3. 指定の方針

壹岐市では、下記の①～④に該当するものを景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②壹岐市の玄関口となる公共施設
- ③壹岐市の特徴を表している公共施設
- ④壹岐市にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設